

「浄化槽普及戦略検討会」の設置について

1. 目的

平成 25 年 5 月に閣議決定された「廃棄物処理施設整備計画」では、平成 29 年度までに浄化槽処理人口普及率 12%を達成するとの目標を掲げた。また、平成 26 年 1 月には、今後 10 年程度で汚水処理の概成を目指すべく、汚水処理関係 3 省共同で「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を発出した。しかしながら、近年の浄化槽人口普及率は約 9%で横ばいとなっており、現状では目標達成が困難となっている。

この状況を踏まえ、平成 28 年 3 月に取りまとめられた「今後の浄化槽の在り方に関する懇談会提言」でも、特に喫緊に検討すべき基盤的・横断的取組として、浄化槽普及戦略の検討が挙げられたところ。

このため、社会情勢を踏まえた浄化槽普及促進策の検討、合併処理浄化槽への転換、助成制度の在り方などを検討し、次期「廃棄物処理施設整備計画」の前提となる全体的な浄化槽普及戦略を構築することを目的として、「浄化槽普及戦略検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

2. 委員等構成

- (1) 検討会の委員等の構成は別紙のとおりとする。
- (2) 検討会は、必要があると認めるときには、委員を追加することができる。

3. 主な検討事項

- (1) 将来推計
- (2) 未普及解消に向けた課題(単独転換問題を含む。)の整理
 - 個人への働きかけ
 - 公共関与の推進
- (3) (1) 及び (2) に基づく汚水処理普及シナリオ

4. 検討会の進め方

検討会は公開で年 3 回程度行う。個別事項の検討のため、非公開のワーキンググループを設置する。

5. 事務局等

会議は環境省の監理の下、会議の事務局はMRIリサーチアソシエイツ(株)において処理する。

6. その他

前各号に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、検討会が定める。